

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成27年6月11日(木)

午前10時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第55号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 2 議案第56号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 3 議案第57号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 4 議案第58号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(税務)
- 5 陳情要望について
- 6 閉会中の調査事項について

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例及び山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 番号法改正に伴う所要の措置（第2条、第36条の2 他）

（1）個人番号又は法人番号等の規定を整備

平成27年10月から個人番号通知開始、平成28年1月個人番号の利用開始・個人番号のカード交付開始が予定されており、それらに対応するための条例の改正。

2 減免申請期限の改正（第51条、第71条、第89条、第90条、第139条の3）

（1）「納期限前7日」を「納期限」に改める。

市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」へ改正。

3 わがまち特例の導入（附則第10条の2、都市計画税条例附則2）

（1）都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、期限が2年間延長された上で、わがまち特例が導入される。

[固定資産税・都市計画税]

対象資産	対象地域	地方税法の軽減割合	本市軽減割合
公共施設及び一定の都市利用施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】 （公共施設）公園、広場等 （都市利便施設）緑地施設、通路	都市再生緊急整備地域	3/5 を参酌して 1/2 以上 7/10 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【現行 3/5】	3/5
	特定都市再生緊急整備地域	1/2 を参酌して 2/5 以上 3/5 以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【現行 1/2】	1/2

（2）津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域におい

て管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準額の特例措置について、適用期限を3年延長した上で、わがまち特例が導入される。

[固定資産税]

対象資産	地方税法の軽減割合	本市 軽減 割合
津波避難施設等 【例】 (家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分 (償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解錠装置	1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 【現行 1/2】	1/2

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる減額措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入される。[固定資産税]

対象資産	地方税法の軽減割合	本市 軽減 割合
新築のサービス付き 高齢者向け賃貸住宅	2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合を減額 【現行 2/3】	2/3

4 地方たばこ税（附則第16条の2）

(1) 旧三級品の紙巻たばこにかかる特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止。

現在1,000本当り2,495円を段階的に5,262円へ引上げ。

税率（1,000本当り）の改正

実施時期	市町村たばこ税
現 行	2,495円
平成28年4月1日	2,925円

平成29年4月1日	3,355円
平成30年4月1日	4,000円
平成31年4月1日	5,262円

5 法律改正に伴う条ズレ項ズレの整備

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
総務文教常任委員会	・防災に関すること。 ・財政に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・教育、文化等に関すること。 (1) 公共施設・教育施設の老朽化及び耐震化等に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 ・入札に関すること。 ・政策提言に関すること。 (1) 定住人口促進政策に関すること。 (2) 教育環境の整備に関すること。 (3) シティーセールスに関すること。 (4) 市の組織に関すること。 (5) まちづくり白書に関すること。 (6) 大学に関すること。	平成27年9月 定例会前日まで 継続して閉会 中調査する。